

第37回 東京弁護士会人権賞 受賞

桜井 昌司さん

警察・検察，刑事裁判を強い口調で批判する桜井さん。冤罪で29年間にもわたり身柄を拘束され，44年間にもわたり無実を訴え続けた桜井さんの言葉の一つ一つからは，自身のような冤罪犠牲者を二度と生みだしてはいけないという強い思いが伝わってきました。

聞き手・構成：小峯 健介
(2023年1月11日インタビュー実施)



プロフィール◆さくらいしゅうじ 1967年に発生した布川事件(強盗殺人事件)で起訴され，無期懲役判決を受けた。事件から44年間，自らの無実を訴え続け，2011年に再審無罪が確定した。2012年には国家賠償請求訴訟を提起し，東京地裁に続き2021年8月には東京高裁においても勝訴した(確定)。冤罪をなくすための活動に積極的に取り組み，「再審法改正をめざす市民の会」の共同代表を務めている。

— 布川事件(1967年8月発生)で最初に強盗殺人を疑われたとき，どう思いましたか。

真剣に思わない。誰だって自分に関係ないことは，疑われようと何とも思わないですよ。間違っているんだと思うだけ。説明すれば分かるって誰でも思います。アリバイもありますしね。

— でも，結果として自白をしてしまうわけですよね。よく言われることですが，なぜやってもいない人が自白してしまうのでしょうか。

調べが痛いからです。苦しいから，辛いからです。暴力だけじゃない。疑われるということが痛いんですよ。人様に疑われるという痛さを，一般の方は知らなすぎます。警察にお前が犯人だよって疑われることが辛いんです。犯人だとして責められることが痛いんです。

— 犯人でないならば，説明すれば分かってもらえるとも思うのですが。

いや，警察はそういう人たちじゃないので，自分たちが疑ったら，それを100%犯人の証拠として後は痛めつけるんですよ。それが昔も今も変わらない。だから冤罪が生まれる。

— 取調べはどのように行われたのでしょうか。

狭い部屋で痛めつけるんですよ。「お前だ，犯人だ，証拠はある，見た人もある，早く言え，死刑だ」と。

— 当時，弁護人の助力は得ていたのでしょうか。

窃盗罪で起訴されるまでは，国選弁護人はつきませんでしたね。

— 窃盗罪での起訴後は，その弁護人が強盗殺人も担当

されたのでしょうか。

そうですね。でも公判の1週間前しか来ませんでしたよ。しょせんそんなもんですよね。今のように弁護制度は充実していませんから。

— 無罪判決になると思われていたのでしょうか。

確信していましたね。拘置所の職員が，「本割れにならんね，この桜井，無罪じゃないか」，「何の証拠も出てないよな」って言っていましたよね。だってあるわけじゃないじゃないですか，俺は犯人じゃないもんで。

— 一審の担当裁判官はどうでしたか。

すごい人だった。尋問がすごいんですよ。「なぜ自白したんだ，苦しくてもやっていないって言えばいいじゃないか」って。理不尽に調べられる被告人の痛みなんか何も分からない人なんだなと思いましたね。

— 一審で有罪(無期懲役)判決(1970年10月)を宣告されて，この裁判官であつたらしょうがないと思われたのでしょうか。

しょうがないなんて思うわけじゃないですか。裁判というのは証拠に基づいてやると思っているのに，何も証拠が示されなかったら無罪じゃないですか。

— その後，高裁でも控訴棄却判決(1973年12月)を受け，どう思われましたか。

まだ最高裁があると。

— 最高裁で上告棄却決定(1978年7月)を受け，どう思われましたか。

叩きつけましたね。腹が立つ。罫紙1000枚ぐらいの自分自身で上告書を書いたんです。それにはちゃんと

応えてくれるだろうと思ったんですけど、何も応えていなかった。そういう意味では本当に腹が立ちましたね。

— 服役されて、再審に向けてどのような活動をされたのでしょうか。

ただ刑務所の中でやれることを一生懸命過ごそうと思って頑張っていましたね。

— 支援者の方に手紙を書かれていたとのことですが。

それは有罪が確定する前の拘置所時代からです。万を超える手紙を出しています。「日本国民救援会」というボランティア組織が多いですね。

— 「日本国民救援会」は、どこでお知りになったのでしょうか。

東京高裁に行ったときに、(共同被告人である) 杉山についた柴田五郎弁護士が教えてくれたので。これは裁判だけじゃ勝てないから、社会の皆さんに支援してもらわなければならない。それで救援会という組織があるので訴えろって。

— 救援会からはどのような支援を受けられたのでしょうか。

カンパというか寄付をもらったり、あるいは手紙で激励されたり、裁判所に対する要請をしてくれたり、支援組織をつくってくれたり。

— 支援者の輪も広がっていったのですね。

そうです。最終的には全国に2000人ぐらい会員ができて。自分たちが刑務所に行った後に活発になって。いろいろな人が支援してくれて、だんだん広がっていった。

— 第一次再審請求(1983年12月)を行い、これは行けるという思いがあったのでしょうか。

そうですね。異例なんですけど、刑務所から我々を裁判に出廷させたんですよ。

そんなのレアケースだというので、これは何とかやるんじゃないかと思いました。そうしたらその裁判官は、すぐ異動になっちゃったみたい。その次の裁判官が、こいつはどうしようもないやつで、法廷に立った瞬間、ああ、これはだめだと思いました。

— どうしようもないというのは、どういった点からでしょうか。

「前へ」と言って立った瞬間に、俺の目を見つめられないんですよ。これはだめだと思いました。向き合う気がないじゃないですか。自分が今から審理しようとしているのに、目を見られない人はだめですよ、そんな。

— 再審請求棄却決定(1987年3月)に対して即時抗告、さらに特別抗告もされていますが、どのような思いだったのでしょうか。

これはもう弁護団の主張が崩されたので、無理だと思っていました。

— その後、仮釈放が認められて(1996年11月)、どのような活動をされたのでしょうか。

シャバに出てきて一応土木作業をしながら、再審活動に集中していましたね。

— 第二次再審請求(2001年12月)を行い、これは行けそうだという思いがあったのでしょうか。

弁護団の方針として、前回は2つぐらいの証拠しか出さなかったんで、今回はすべての論点に反論しようということをやったの。だからすべての論点に反論しえたので、何とかなるだろうと思いましたね。

— 審理の中で裁判官の手応えはどうでしたか。

ちゃんと向き合っているという気がしましたね。一応最初に証拠開示が検察庁から出てきて、それが、警察官が「録音していません」って隠していたという録音テープだったの。その録音テープに改ざん行為が見つかったんです。これでもう行けると思いましたよ。次から次と毛髪鑑定は出るし、我々と違うと分かる人の毛髪がね。次から次へと出てきたんです、証拠が。

— 担当検察官がちゃんと出してくれる人だったからでしょうか。

いやいや、ミスですよ、ミス。ちゃんとなんか出さない。裁判所に対して文書で「ない」といったんです。それが出てきたんですから。きっとあれがターニングポイントで、裁判所としては文書で嘘を言われたということになるでしょう。

— 再審開始決定(2005年9月)が出て、これでいよいよ再審が始まるという思いが強かったのでしょうか。

ありましたね。

— ところが、検察官が即時抗告をしましたよね。どう思いましたか。

いやあ、抗告するのかと思いましたよね。ただ、やるならやってみよう。中身はほとんどない。具体的反論はできっこないですもん。

— 即時抗告棄却決定(2008年7月)に対しても検察官が特別抗告をしたことについて、どう思いましたか。

狂っていると思いましたよ。自分たちは間違っていないという組織でありたいんじゃないですか。

— 特別抗告も棄却され(2009年12月)、再審が開始されても、検察官は有罪の論告をしたのですよね。

もちろん。40数年にわたって一貫して無実を主張して

いることが悪質だと言いました。こいつはばかだと思いましたよね。

— 再審で無罪判決（2011年5月）が出て、どういうお気持ちでしたか。

無罪にはなりましたが、裁判官の訴訟指揮そのものに腹が立ちました。態度で分かりました。目を見ないんですよ、やっぱり。

— 裁判官によって被告人と向き合う姿勢はいろいろあるわけですね。

そうですね。まっすぐに人と向き合えない精神の人というのはだめですね。

— 再審無罪判決も、弁護団が主張した問題点に全部応えてくれたわけではないのですよね。

応えていないです。だから腹が立ったんですよ。録音テープの改ざんは機械の故障の可能性があると裁判長は言ったんです。ばかやろうでしょう。

— 無罪判決でしっかりとした説明がなされなかったから、国賠をしようと思ったのでしょうか。

いや、それだけじゃないんです。記者会見で無罪になった後に、「桜井、杉山が犯人であることは変わらない」って言ったらしいんですよ、水戸地検の人が。オフレコで。新聞記者と仲がいいので教えてくれたんです。

— 検察には抗議されたのでしょうか。

しないですよ。こんなばかを相手にしようがない。だったら我々の無実の証拠を出させてやろうじゃないかって。もっと戦ってやろうと思って、国賠を始めたんですね。

— 国賠請求訴訟では、地裁判決（2019年5月）及び高裁判決（2021年8月）で画期的ともいわれる勝訴が確定しましたが、どのように評価されていますか。

刑事裁判よりも。刑事裁判というのはやっぱり自白に引きずられる部分があってね、証拠よりもそっちに行っちゃうので、刑事裁判官の質が悪いですね。民事の方が、本当に証拠そのものを判断するというのは徹底しているなという思いがあって、それでどの裁判官を見ても、本当にちゃんと見ているなという気がしていましたよ。

— 捜査機関の責任について、どのようにお考えですか。

警察という組織は冤罪をつくる組織だと、社会も司法も知らなすぎる。彼らは自分たちが行っているのは正義でね、正義のためだったら何をやってもいいと思っているんですよ、基本的に。目の前にいる人が犯人、証

拠がない、だったら証拠をちょっと作ってもいいじゃんという人たちなんです。

— 検察の責任について、どのようにお考えですか。

本当は警察を指揮する立場じゃないですか。本来証拠に基づいて判断すべきじゃないですか。ところがやっぱり彼らも実行力では警察にかなわないし、警察が持ってきたものには逆らえない。それをある意味、不足のものを仕上げるというか。それで証拠を隠したりして犯人にでっち上げる組織なんだと。

— 裁判所、裁判官の責任について、どのようにお考えですか。

一応だまされた部分はあるじゃないですか。証拠をたくさん隠されていたり。でも、彼らこそ本当は証拠に厳格に基づいて人を裁くべきなのに、証拠を乗り越えていますね。そういう意味では裁判官の責任は本当に重いですよ。

— 冤罪被害者としてのご経験を踏まえて、どのような活動をされているのでしょうか。

冤罪仲間を励ます。冤罪になって苦しいけど、辛いけど、それで100%悪い人生にはならないと、あなたにはあなたの人生があるので頑張りなさいとってあげられますよね、自分は。それと、冤罪経験者が声をあげることによって、社会に冤罪を知らしめられる。我々の誰もがなり得る冤罪事件は、あなたの問題ですよと投げかけられる。冤罪体験者として声をあげるべきだと確信しているので、できるだけ声をあげていこうと思っています。

— 「冤罪犠牲者の会」（2019年3月設立）*1に関与されているとのことですが、具体的にはどのような活動をされているのでしょうか。

我々は今まで支援されてきたけど、我々が主体的になって法を変えよう。社会に訴えようという組織なんです。冤罪者はみんな自分が冤罪になると思っていないんですよ。なって初めて知るの。そういう声をあげていって、いまだに証拠を出さなかったり、あるいは警察官は無責任だってね、そういう司法を変えようという運動をしたいということ。

— 「再審法改正をめざす市民の会」（2019年5月設立）*2の活動とは異なるのでしょうか。

同じようなもんですよね。リンクしていますよ。

— 市民の会は、再審における、①証拠開示の問題と②検察官による不服申立ての問題を主として取り上げている

* 1 : <https://enzai.org/>

* 2 : <https://rain-saishin.org/>

とのことですが、なぜ証拠開示は実現されないのでしょうか。

出したら冤罪が分かっちゃうじゃないですか。彼らだってばかじゃないですから、自分たちが何をしているか知っていますよ。何を持っているかも知っているわけでしょう。全部の証拠開示をしたら、たぶん今、争っている事件の半分は、あっという間に無罪になっちゃうんじゃないですか。それを知っているからこそ、必死に彼らが抵抗をしているだけのことでしょ。

—— 開示すべきと考える根拠を教えてください。

だって税金で集めた証拠は検察官のものですか。それを許してきた司法が間違っている。今の証拠開示って中途半端じゃないですか。何があるか分からない。検察官が持っている証拠を弁護士に全部預ければいいんですよ。これでもって、「弁護側は、じゃあ何か月間で反論してください」と。それがフェアだと思いませんか。

—— なぜ法改正が進まないのでしょうか。

だって自分たちが法をつくるキャスティングボードを握っているから。検察庁、法務省でしょう。検察、裁判所が、いつも法制審議会の中心じゃないですか。だから我々を入れろって、主張しているんですよ。

—— 理屈の上では法律をつくるのは国会のはずですが、やはり役所が主導権ということでしょうかね。

国会議員が、こういう司法の問題になると三権分立で、やたらに司法にかかわれないんだって間違っただ意見を持っているじゃないですか。だからだめなんです。三権分立というのはお互いが監視し合うものじゃないですか。我々は国会議員を今、説得して回っているんですよ。一番大事なのは世論です。これでいいんですよということを問いかけていって知らしめる。

—— 検察官による不服申立ての問題についてですが、検察官には抗告権を認めず、何か不満があれば再審判決で主張すればよいというお考えでしょうか。

そうです。それでいいじゃないですか。裁判所の決定には従う。公益の代表者というのは、被害者だけの代表じゃないんですよ。被告人の代表でもあるべきなんです、本来は。だから公益の代表者に抗告権を与える必要がない。

—— 冤罪をなくすためにはどうすればよいとお考えですか。

最後には「司法過失罪」。自分たちは、そこまで願っています。今は警察官が偽証しても、証拠をねつ造しても全部スルーじゃないですか。なぜ許されているんですか。捜査を行うに当たった警察官や検察官が偽証を行った場合、証拠をねつ造したり証拠を隠匿した場合、その行為によって罪を得たものと同等の罪を得るという法律をつくりたい。

—— なかなか過激な意見のようにも思いますが。

全然過激じゃない。我々国賠で勝ったって、誰も責任を取らない。なぜなんですか。個人責任が逃されるからこそ、彼らは平然と嘘をつくし、証拠をねつ造するんですよ。

—— たしかに、国賠において加害公務員個人が責任を負わないことへの批判は以前から指摘されているように思います。

個人責任を問わないということが、どんなに公務員を腐らせているか。やっぱり公務員というのは、嘘をついても平気なんじゃないですか。

—— それでも冤罪はなくなるかもしれないかもしれませんが。

人は間違えますから。それはしょうがないんです。間違ったときに速やかに救済できる制度をつくってほしい。なるべく冤罪をつくらない制度をつくらうということだけであって、人は間違っただけです。間違わないという姿勢だからこそ、日本の司法は腐っているんですよ。警察、検察はね。裁判所も。反省もしない。

真面目な警察官や検察官であろうという方が、嘘をつきたいと思っているとは思わないので。組織人として決まったら、そうせざるを得ない。そういう制度をつくることによって、真面目な警察官や検察官も守れるんだと思っているんですよ。だからやっぱり個人責任を問うということは、決して厳しいことじゃなくて、それで嫌な方は警察官や検察官にならないで、違う職業はいっぱいあるのですね。

—— 冤罪をなくすために、弁護士として何かできることはありますでしょうか。

今は起訴前の国選弁護が付きましたよね。弁護士さんがやれる仕事って本当に多い。弁護士さんこそ、その段階で見抜いて、こういうことをしなさいよとアドバイスができるんですね。そうすると、かなり冤罪を防げる部分もあるだろうなって。

—— 被疑者段階から弁護人が付くことは重要ですよ。

弁護士の意識の問題ね。「あなたにできることはたくさんありますよ」と言ってあげて。もう1つはやっぱり取調べの弁護士立会も実現しないと、完全にね。完全可視化と弁護士立会制度。これも必然ですよ、冤罪をなくすためには。

—— 今後の活動目標、夢を教えてください。

最終的には、検察審査会のように「司法審査会」というのをつくって、再審問題をそこに提出する。あるいは警察官や検察官、裁判官の違法行為についてはそこに申し立てる。それで国民が審理して起訴するかどうかを決める。付審判請求のように裁判するという制度をつくりたいですね。それが夢ですね。